

古殿町投・開票所秩序保持方針

古殿町選挙管理委員会

古殿町選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、各選挙における投票所及び開票所の秩序保持に関する方針を、公職選挙法（以下「法」という。）第58条ないし第60条（法第74条及び第85条の準用規定を含む。）及び第69条の規定のほか、以下のとおり定めるものとする。

1 秩序保持の義務

(1) 投・開票所においては、演説・討論をし、若しくは喧噪にわたり又は投票に関し協議若しくは勧誘をし、その他投・開票所の秩序を乱す行為をしてはならない。

(2) 投・開票所内における撮影・録音は、媒体の種別を問わずしてはならない。

ただし、委員会（他自治体の選挙管理委員会を含む）が投・開票所の管理運営・手法の研究の必要上自ら撮影・録音する場合、及び委員会に届け出があった報道機関については報道倫理に則り当該行為を行うことができる。

なお、投票管理者、又は選挙長（開票管理者）が特別に認めた報道機関が撮影する場合においては、選挙人が判別できるような撮影、投票の記載内容が判読できるような撮影をしてはならない。

2 開票の参観人資格等

(1) 参観人の資格要件は、次に掲げるとおりとする。

①古殿町に選挙人名簿登録がある者

②委員会に届け出た報道機関

③他自治体の選挙管理委員会

(2) 参観の手続

①参観を求める者は、参観受付簿により氏名、住所及び連絡先（報道機関、又は他自治体の選挙管理委員会は社名又は自治体名、及び所在地並びに連絡先）を記載する。

②参観人席は、指定された範囲とし、必要があれば参観人に制限を設けるものとする。

3 秩序保持のための処分等

(1) 秩序を乱す行為があると投票管理者、又は選挙長（開票管理者）が判断した場合は、当該行為を中止するよう求める。

(2) 当該行為を中止しなければ、退出を命ずる旨の警告を行う。

(3) なおも当該行為を中止しない場合は、投票管理者、又は選挙長（開票管理者）は退出命令を発し、警察官への処分請求を行う。